

工事名： 三重城駐車場及び若狭海浜公園駐車場発券機・精算機更新工事

質 問 内 容	<p>1. ループコイルの改修にて既設アスファルトの掘削及び再舗装が発生すると思われるが、土工事に関わる数量が見当たりません。 土工事は発生しないものとして良いでしょうか。現場にて土工事が必要となった場合は別途追加工事としてご対応頂けるでしょうか。 ご教示願います。</p> <p>2. 若狭海浜公園駐車場 駐車管制機器改修工事にあります工事費 1式ですが、こちらは三重城駐車場 駐車管制機器改修工事の新設工事一式と同じ意味として読み替えてよいでしょうか。ご指示願います。</p> <p>3. 駐車管制機器のカーゲートについて、数量書では 6m バー仕様と文言がありますが図面では寸法は 4m となっています。 どちらが正しい仕様でしょうか。ご指示願います。</p> <p>4. 本案件はいわゆる週休二日制は考慮されない工事として積算してよいでしょうか。</p> <p>5. 本案件は電気設備工事の改修工事として共通費が算定されているものとして良いでしょうか。 一部工種にて別の経費計算がある場合、ご教示願います。</p> <p>6. 共通仮設費積上にあります共通仮設工事(三重城)または(若狭海浜公園)にて、仮囲いがありますが供用日数をご教示願います。</p>
------------------	---



(回答)

1. 内訳書の新設工事費一式に含めて計上しております。
2. 若狭海浜公園駐車場の内訳書内の「工事費」は、「新設工事一式」と読み替えてよいです。
3. 三重城駐車場のカーゲートについては6mが正、若狭海浜公園のカーゲートについては4mが正となります。
4. 週休二日制は考慮しておりません。
5. 改修電気設備工事で共通費を積算しております。
6. 仮囲いは30日で積算しております。